

新規劣後特約付ローンによる資金調達
及び既存劣後特約付ローンの期限前弁済に関するお知らせ

当社は、2013年3月に調達した劣後特約付ローン(以下「既存ローン」)について、2018年3月19日をもって全額の3,000億円を期限前弁済するとともに、その返済資金に充当するため本日付で、新たに劣後特約付ローン(以下「本ローン」)の資金調達(以下、既存ローンの期限前弁済と併せて「本リファイナンス」)に係る契約を以下の通り締結しました。

1. 本資金調達の目的・背景

本ローンは、負債でありながら資本に類似した特徴を有するものとして、格付会社より一定の資本性が認められることで、株式の希薄化なしに実質的な財務体質の強化に寄与します。

当社は、国内製造基盤投資及び海外成長投資を着実に実行し、収益力並びに財務体質の強化に取り組んでまいりました。既存ローンの調達以降、当社の財務健全性が向上したこと、及び足元の金融環境により、金融コストの低下が見込まれることから、本リファイナンスを行うものです。

2. 本ローンの概要

- (1) 名称 : 第3回劣後特約付ローン
(2) 借入額 : 3,000億円
(3) 契約締結日 : 平成30年2月16日
(4) 借入実行日 : 平成30年3月19日
(5) 弁済期日 : 平成90年3月19日
但し、借入実行日より5年または10年経過以降、
元本の全部または一部を期限前に弁済することが可能。
(6) 資金使途 : 既存ローンの返済資金
(7) 資本性に関わる条項

資本性に関わる主な条項は以下のとおりです。

a. 劣後特約

当社に対して清算手続の開始、破産手続・更生手続・再生手続の開始の決定等がされた場合、本ローンの貸付人は、本ローン及び本ローンと同順位の劣後債権を除く全ての債権が全額の弁済を受けた後に、本ローンの弁済を受けることができる。

本ローンに係る契約は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。

b. 利息に関する制限

利息の任意繰り延べが可能。

c. 借換制限条項(※):なし

(※)期限前弁済時に、本ローンと同等以上の資本性を有する資金調達を行う意図がある旨を表明する条項

(8)資本性評価

ムーディーズ・ジャパン株式会社	50%
株式会社格付投資情報センター	30%
株式会社日本格付研究所	25%

(9)貸付人

株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、みずほ信託銀行株式会社、東京センチュリー株式会社

以上

(お問合せ先) JFE ホールディングス(株) IR 部 広報室 (Tel.03-3597-3842)